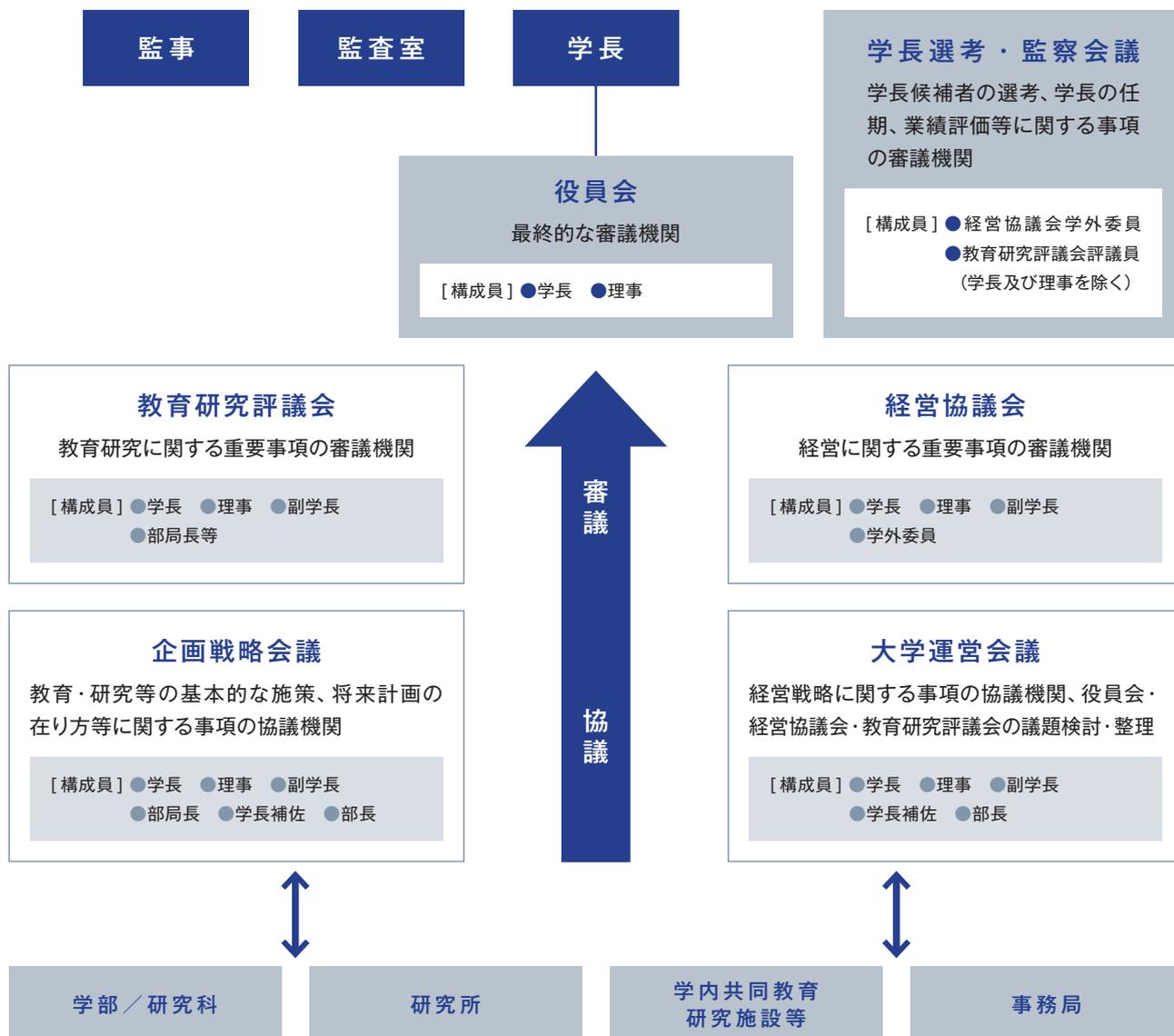


# 静岡大学のガバナンス体制

## ■ 静岡大学の意思決定体制



## ■ 監査機能

本学の業務に対する監査は、主に監事による監事監査、監査室による内部監査、会計監査人による外部監査があり、異なる立場から視点の異なる監査が実施されています。

### 監事及び内部監査

監事は、業務の合理的かつ能率的な運営を図るとともに、会計処理の適正を期することを目的とし、毎年度、定期監査及び業務監査の実施計画を定め監査を実施しています。監査の結果は学長に報告され、学長は報告された事項のうち、改善を要する事項について役員会で対応の基本方針を定め、担当役員等のもと、改善に取り組んでいます。また、監事は役員会その他重要な会議に出席し、大学の運営に関する意思決定の状況を把握し、ガバナンス体制が適正に確立・機能しているかについての確認をしています。学長の下に置かれた監査室は、業務が適切かつ機能的に行われているかの確認のため、会計監査及び業務監査を、毎年度、内部監査実施計画を定め実施しています。